

個人住民税(町民税・県民税)の 扶養控除がかわります

平成24年度から、個人住民税の計算で、扶養控除がかわります。

変更点

- ・16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除の廃止
- ・16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止

なお、個人住民税の非課税限度額の算定などに、16歳未満の扶養親族数も必要となるため、申告漏れのないようお願いします。

2 関 税務課町民税係 ① 215

扶養控除新旧の比較

控除対象扶養親族の年齢 (平成24年度における生年月日)	控除額	
	平成23年度まで	平成24年度以降
16歳未満 (平成8年1月2日以降生まれ)	33(38)万円	廃止
16歳以上19歳未満 (平成5年1月2日～平成8年1月1日生まれ)	45(63)万円	33(38)万円
19歳以上23歳未満 (昭和64年1月2日～平成5年1月1日生まれ)		45(63)万円

所得税は平成23年分から改正後の控除額が適用されています。
() 内の数値は、所得税の控除額です。

平成24年度酒類販売管理 協力員の募集



関東信越国税局では、スーパー、コンビニエンスストア、酒販店などへの買物の機会に、お酒売場の未成年者飲酒防止のための表示状況等を確認し、税務署に連絡していただく「酒類販売管理協力員」を募集しています。

応募方法、募集期間、委嘱期間等詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
www.nta.go.jp

関 浦和税務署酒類指導官部
門 833 2651

右記の電話では、自動音声対応による案内を行っています。

5月31日(木)は 自動車税の納期限

自動車税は
コンビニでも納められます。
忘れずに納めましょう!

自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。

なお、自動車税収入額の一部は、「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出などに活用させていただきます。

関 自動車税は自動車税コールセンター ① 050-3786-1222、彩の国みどりの基金は県環境部みどり再生課 ① 830-3190へ



軽自動車税の納税通知書を5月7日発送します

合、減免を受けることができ
ませんので、ご注意ください。

対象

1 次の に掲げる軽自動車等
障害者が所有する軽自動車
等で、その方が運転するも
の

障害者に対する 軽自動車税の減免

次の軽自動車等に係る軽自動車税については、申請することにより減免される場合があります。(自動車税、軽自動車税を通じて1台に限りません。)

なお、申請期限を過ぎた場

必要書類

障害者手帳、運転者の運転免許証(コピー可)、納税通知書、印鑑

申請期限

平成24年5月24日(木)

2 関 税務課町民税係 ① 215

児童扶養手当

図 福祉課児童係

内 2160

次のいずれかに該当する子どもを育てている場合、手当を受けることができます。

- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
- ・ 父または母が死亡した子ども
- ・ 父または母に一定の障害がある子ども
- ・ 父または母の生死が明らかでない子ども
- ・ 父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ・ 父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した子ども

ただし、次のような場合には、手当を受けられません。

- ・ 申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ・ 申請する方が公的年金を受け取ることができるとき
- ・ 子どもが父または母の死亡について支給される公的年金を受け取ることができるとき
- ・ 子どもが父または母に支給される公的年金の加算の対象となっていないとき

（ただし、児童扶養手当の額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合、その子どもについては手当を受給することができません）

- ・ 子どもが児童福祉施設等（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき

平成10年3月31日以前に手当の支給要件に該当したものの、手当の申請をせず、かつ、その間に手当の支給要件に該当しない事由が発生しなかった場合、原則として申請をすることができません。

また、戸籍上婚姻届を提出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合（内縁関係など）も手当受給の対象にはなりません。現在受給中の方も、事実婚の実態が判明した場合、手当を返還していただくこととなります。

支給額（全額支給の場合）

1人↓月額41,430円
2人↓月額46,430円
3人目以降↓子ども2人の場合の月額に、1人につき3,000円を加算

手当は1年に3回、4月（12月～3月分）、8月（4月～7月分）、12月（8月～11月分）に4か月分ずつ支払われます。

平成24年4月分より右記手

児童扶養手当所得制限限度額

扶養人数	人		配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円

所得制限未満の場合、全部支給または一部支給となります。一律控除（8万円）のほか、諸控除が受けられる場合があります。

受給資格者になられた方は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

児童扶養手当受給者にかかわる優遇制度があります。

（JR通勤定期乗車券の割引制度など）

詳しくは役場福祉課へお問い合わせください。

特別児童扶養手当所得制限限度額

扶養人数	人	配偶者・扶養義務者
0	4,596,000円	6,287,000円
1	4,976,000円	6,536,000円
2	5,356,000円	6,749,000円
3	5,736,000円	6,962,000円

所得制限未満の場合に支給となります。

一律控除（8万円）のほか、諸控除が受けられる場合があります。

受給資格者になられた方は、年1回所得状況届の提出が必要です。

特別児童扶養手当は、一定

図 福祉課障害者福祉係
内 2121

当額に改定されます。年齢 18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障害のある児童は20歳になるまでです。

所得制限 資格のある方は、所得に関わらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給に制限があります。

の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。

ただし、次の場合は支給されません。

- ・ 申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ・ 子どもが障害による公的年金を受け取ることができるとき
- ・ 子どもが児童福祉施設等に入所しているとき

支給額（平成24年4月分から）
重度の場合↓1人につき月額50,400円
中度の場合↓1人につき33,570円

月（3月分）、8月（4月～7月分）、12月（8月～11月分）に4か月分ずつ支払われます。

特別児童扶養手当に該当する場合は、福祉課にご相談ください。ただし、各制度とも所得制限があります。（外国人の方も受給できます）

これらの手当は、申請をした翌月からの対象となります。また、各制度の受給者が受給要件に変更があった場合（転入・転出・氏名変更・児童数の増減など）は、お申し出ください。